

令和2年11月25日

令和2年度第5回大崎市農業委員会定例総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和2年11月25日（水）

午後1時30分開会～午後3時27分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 報告事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

報 告 4 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

4. 審議議案

議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第53号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定
について

議案第54号 非農地証明願について

議案第55号 農地利用状況調査に係る農地・非農地の判定について

5. 協議事項

1) 農政

報告（1） 市長に対する政策提案について

協議（2） 令和3年度農作業標準賃金について

6. 出席委員（25名）

1番 小 関 芳 樹 委員 2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員 4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員 6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員 8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員 10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員 13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員

17番 菅 原 まり子 委員

18番 高 橋 順 子 委員

19番 中 條 泰 洋 委員

20番 菅 原 清 一 委員

21番 小野寺 正 晃 委員

22番 鈴 木 至 委員

23番 佐々木 涉 委員

24番 齋 藤 浩 義 委員

25番 熊 谷 安 正 委員

26番 佐々木 政 直 委員

7. 欠席委員（1名）

12番 渋 谷 裕 子 委員

8. 遅刻委員（なし）

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長 伊 藤 文 夫

事務局次長 新 堀 秀 一

事務局長補佐 小 玉 康 裕

事務局長補佐 真 田 賢 一

主幹兼係長 佐 藤 昌 紀

主幹兼係長 今 野 エリ子

事務所長 千 葉 浩 昭

主幹兼係長 佐 藤 孝

事務所長 門 間 道 浩

午後 1 時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

それでは、ただいまから令和2年度第5回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ありがとうございました。

次に、議長選出について、大崎市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の欠席通告者は、12番渋谷裕子委員であります。

定足数13名、本日の出席委員は25名であります。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。9番菅原ひろみ委員、10番横山藏人委員にお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に小玉局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願ひいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。

議長（佐々木政直会長）

それでは、審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願ひます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、審議事項の報告に入る前に、議案書の訂正がございますので、説明させていただきます。

議案書7ページの報告について内容を違って印刷してしまいました。7ペー

ジ全て誤りでございますので、差し替えとなりますので、お手元に配付しておりますものと差し替えをお願いいたします。

また、11ページの番号163番、譲受人の貸付農地が横棒になっておりますが、正しくは164アールとなります。訂正をお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、報告に入らせていただきます。

[報告1～4の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から4事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。報告1の137番から144番までの案件ですが、今までの借人が、離農するのでしょうか。それとも今までの貸人は全て自作するためとありますが、本当に自作できるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、ご説明申し上げます。

こちらの8か件全件につきましては、譲渡人が農地の貸借の手続きを簡素化したいということで、一度自作に戻すものでございます。これまでは、基盤法で農協を通しての貸借でございましたが、この方法は、お金の支払いに時間がかかるということで、この時間がかかる部分を解消したいということで、一度解約して、今後、4月以降に農地法第3条の許可で貸借をするか、あるいは、作業受委託とするかを検討するための解約ということで報告をいただいております。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。

議案第49号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号146番から169番まで24か件のうち、167番は議案第50号の番号150番、番号169番は議案第50号の番号151番とそれぞれ関連であることから、2か件については議案第50号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号146番から169番まで24か件のうち、番号167番、169番2か件を除く22か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

22か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がなければ、議案第49号、番号146番から169番まで24か件のうち、番号167番、169番2か件を除く22か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第49号、番号146番から169番まで24か件のうち、番号167番、169番2か件を除く22か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号137番から151番までの15か件と、議案第49号、番号167番、169番の2か件を併せた17件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日、11月24日火曜日、午前9時から現地調査員1番委員、3番委員、4番委員、5番委員、7番委員、8番委員と事務局2名で現地調査を行っていただきました。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。番号137番を、4番委員、お願ひいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号137番について報告いたします。資材置場と作業道路を目的とした転用です。周辺は、東側が資材置き場となっている雑種地、西側が宅地、南側が農地、北側に鉄道がありました。申請地は、草刈り管理はされております。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された土地であり、第3種農地と見ました。付近に農地がないので、雨水等の影響がないと見ました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号138番について、4番委員、報告お願ひいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号138番について報告いたします。宅地分譲地4区画を目的とした転用です。申請地の状況については、稲刈りされた跡がありました。周囲は、東側が造成中の宅地、西側は水路と、道路を挟んで宅地、南側も宅地、北側も宅地でございます。ここも都市計画区域内で用途指定された土地であり、第3種農地と見ました。周辺農地もありませんので、雨水等の影響はないと見ました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号139番についても、4番委員、お願ひいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号139番を報告します。駐車場5台分と進入路の造成を目的とした転用です。周囲は、東側が道路を挟んでの宅地、西側も宅地、南側は道路を挟んで雑種地、北側は宅地でございます。申請地は、畑として利用され、ネギ等が作付されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地であり、第3種と見ました。雨水の周辺への影響はないと見ました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号140番について、5番委員、お願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号140番を報告します。宅地分譲4区画を目的とした転用です。申請地の周辺は、南と北に水路があり、四方を住宅地に囲まれた農地で、申請地の草刈り等管理は良好でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地と見てまいりました。周辺への影響は、雨水排水は南と北に水路があり、生活排水は公共用下水として処理します。周囲に農地はないので影響はないと思われまます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号141番に関しまして、7番委員、報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号141番を報告します。資材置場等を目的とした転用です。当申請地は、四方が宅地で囲まれておる平地でございました。申請地の管理状況は、きれいに耕起されておりました。農地区分といたしましては、都市計画区域内で用途指定された土地であることから、第3種農地と見てまいりました。周辺へは農地がないので、雨水等の影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号142番につきまして、5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号142番を報告します。駐車場4台分と進入路等を目的とした転用です。周囲は、西はブロック塀を挟んで原野、東は屋敷林の跡と思われる切り株が残っており、境界の部分には排水路がありました。北側に宅地、南側は畑、池、門道があり、宅地に続く道路はありました。申請地は、草刈りがされ管理良好でした。南側の市道を挟んで農地も広がっており、10ヘクタール以上の一団の農用地、土地改良事業の施工区域に属した第1種農地で原則は不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、雨水排水は自然浸透並びに、南側の既存の排水路を使用することで、問題はないものと見てまいりました。

19番（中條泰洋委員）

番号143番について、7番委員、お願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号143番を報告します。宅地分譲8区画を目的とした転用です。当申請地は、中央に市道を挟んで南北にあり、東と南に宅地、西に市道と排水路、北に草刈りされた農地がありました。申請地の管理状況は、雑草などが繁茂しておりました。農地区分は都市計画区域内で用途指定された土地であることから、第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水は西側排水路を利用することによって影響はないものと思われまます。なお、工事の際には中央の道路を6メートルに拡張することです。

19番（中條泰洋委員）

番号144番について、1番委員、報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。番号144番を報告します。太陽光パネル設置を目的とした転用です。現地は西と北側に市道があり、東に住宅と南の屋敷林に囲まれた農地です。申請地の管理状況としては、草刈りがなされ良好でした。また、西側に梅の木が4本ありました。農地区分としては、宅地、事業用地が連坦する区域に属する土地であることから、第3種と見てまいりました。周りにフェンスを敷設し雨水等は自然浸透で処理することで、近隣にこのほかの農地はなく、問題はありませぬ。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号145番について、7番委員、報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号145番を報告します。太陽光パネル設置を目的とした転用です。申請地は、国道と河川の間に広がる水田地帯で、3方が水田です。北側に宅地があります。申請地の状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地であることから、第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、現況のまま使用しますが、影響はないと見てまいりました。

19番（中條泰洋委員）

番号146番、147番、148番、149番について、1番委員、報告をお願いいたします。

1 番（小関芳樹委員）

1 番です。番号146番，147番，148番，149番について報告します。太陽光パネル設置を目的とした転用です。現地は，鳴瀬川の右岸に接した堤防に接している農地です。東に宅地，西と南に畑，北側に堤防があります。現地は一部畑で，野菜を作付しています。また，一部は雑草が繁茂している状態です。農地区分としては，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地です。周りにフェンスを敷設いたします。周辺農地への影響ですが，排水対策は自然浸透とし，太陽光パネル工事ですので，問題ないと見てまいりました。よろしくお願ひします。

19番（中條泰洋委員）

番号150番，151番について，8番委員，続けてお願ひいたします。

8 番（鈴木淳也委員）

8 番です。番号150番について報告いたします。太陽光パネル設置を目的とした転用です。現地は，もともとは山林だったと思われる場所でございます。北側には竹林，東側には牧草地，南側は管理休耕地，西が営農型の太陽光発電所の場所でございます。農地区分としましては，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地，第2種ということでございます。雑草が繁茂しているような場所でございます。今の季節もセイダカアワダチソウが繁茂したというような状況でございます。周辺への影響については，雨水の自然浸透で問題はないと見てきました。

続きまして，番号151番です。議案49号番号169番の関連でございます。営農型太陽光パネル架台支柱設置を目的とした転用です。現地は，草刈りがされておりました，きれいになっておりました。周りの状況は田んぼでございますが，全て牧草が作付されておりました。農地区分につきましては，農振農用地でございますが，一時転用ということで，特別許可できるというような場所でございます。周辺農地への影響については，雨水を自然浸透させることで問題ないと見てきました。以上，報告終わります。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。17か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号142番について、譲受人の住所と、この申請地の場所が一致していますが、地図では名字が違っていています。現在はこの譲受人の方が住んでいるのでしょうか。

あともう一つ、中に門道が通っているようですが、門道は農地から外れているのでしょうか。

その辺、2点について説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いいたします。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

ご説明申し上げます。

まず、住所と申請地の番号が一緒だということにつきましては、住所と地番の違いでございます。地番につきましては、こちら、住所地のほうの地番は82-1でございます。今回の申請地は82番ということでございます。住所は82ですけれども、住所地の地番は82-1ということでございます。今回は、申請地の地番が82番ということでございます。

また、今回の転用部分に門道が入っているということですが、こちら、門道と駐車場ということで今回の申請でございます。申請地の農地の中の管理上の通路ということで、門道として捉えてはおりませんので、この事につきましてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、こちらの下のほうにつきましては、門道といひますか、道路と農地は区別されておひります。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

譲受人が、どこに住んでいるのか。図面で名字が違っているのですが、譲受人がここに住んでいれば、ここで必要となつたのは分かりますが、譲受人がどこに住んでいるのか分からなかつたので、ここになぜ必要なのか確認したかつたので

す。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

大変申し訳ございませんでした。現在、地図には譲渡人の名前ではございませんが、地図に名前のある方から譲渡人に相続いたしまして、それから、5月に非農地証明願が出ており、非農地証明後に、今回の譲受人の方に所有権が移動しております。譲受人の方がこちらに居住ということでなっております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。（「はい，了解しました」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。参考までに番号150番，151番について，こちら太陽光パネルの設置ですが，営農型太陽光パネルということで，パネルの下にはどんな作物を作られるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号150番につきましては，サカキでございまして，番号151番につきましては牧草ということで，今回の申請になっております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第50号，番号137番から151番までの15か件と，議案第49号，番号167番，169番2か件を併せた17か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第50号、番号137番から151番までの15か件と、議案第49号、番号167番、169番2か件を併せた17件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第51号農地転用事業計画変更承認申請について、番号17番の1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第51号番号17番1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第51号、番号17番1か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号344番から422番までの79か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、79か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、案第52号、番号344番から422番までの79か件を了と

してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第52号、番号344番から422番までの79か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第53号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定について、番号85番から87番までの3か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第53号、番号85番から87番までの3か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第53号、番号85番から87番までの3か件について承認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第54号非農地証明願について、番号10番、11番の2か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号10番、11番について、3番委員、よろしくお願いたします。

3番（武田俊美委員）

3番委員です。番号10番については、現在、更地になっております。昭和56年に新築をして、建物が今危険な状態だということで解体して、売買しようとしたら農地だったということで申請があり、備考欄に書いてあるとおり、その売買の手続の中で見つけたものでございます。

続いて、番号11番については、昭和51年に建物を建てて、ここに住まわれております。敷地の土地の部分について調査したところ農地であることが分かったということです。ともに経過年数と現況から判断して、非農地扱いで大丈夫ではないかと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第54号、番号10番、11番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第54号、番号10番、11番の2か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第55号農地利用状況調査に係る農地・非農地の判定について、1,229か件の農地・非農地判定について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

1,229か件に関する質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。

その他という項目があるのですが、その項目が何なのか分からないので、その他の項目の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、その他についてお答えいたします。

その他につきましては、ため池、あとは農業用施設用地ということで、多くは松山地域にあります。農業用施設として判定がその他ということになってございます。

また、古川地域で2か件ほど、確認不能地ということで、山林といいますか、そのような場所の中にあつて場所が確定できなかった確認不能地を2か件含んでございます。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

18番委員よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第55号、1,229か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第55号、1,229か件の農地・非農地判定を決定し、非農地の所有者に非農地通知を発送いたします。

これで、審議事項を終了いたします。

ここで、2時45分まで、暫時休憩いたします。

〔午後2時35分から午後2時45分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

協議事項に入ります。

初めに、農政の報告（１）市長に対する政策提案について、事務局より説明願います。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（１）市長に対する政策提案については終了いたします。

次に、農政の協議（２）令和３年農作業標準賃金について、事務局より説明願います。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。確認ですが、今回の畦畔草刈り作業ということで、１時間当たりの単価が出ていますが、この１時間当たりの単価による項目を増やしたという背景を教えていただきたい。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

今回、時間の設定を設けたことについては、先ほどの説明の中にもございましたが、10月30日の設定会議時に、特に中山間地域などの未整備の圃場については、メートルで計算するのがなかなか難しい圃場もあるというような意見がございまして、そういった場合については、時間当たりの計算で金額を出すと

いうことで、この項目を追加しております。

議長（佐々木政直会長）

どうして1時間当たりにしたのかという質問だと思います。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

申し訳ございません。当初、設定会議時に、1日当たり1万2,000円で追加するという案で、農政委員会でもその内容で検討されたところでしたが、役員会で検討したところ、オペレーターや、一般農作業の単位が一般的には1時間で計算されていたり、他市町村の設定状況を確認したところ、単位が1時間当たりで出されているところがありましたので、1日1万2,000円を1時間で換算しますと1,500円になりますので、1時間当たり1,500円ということで、1時間で設定をいたしました。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

いろいろな中山間地域とか、古川地域とかは圃場整備地での畦畔といえば自走式のモアとか、中には、トラクターを使ってのハンマーモアでの草刈り等々があると思うんですね。実際、この時間による単位になると、やはり機械によっても違うでしょうし、実際、時間当たりといっても、使った作業機はどうかというところも大分含まれてくると思います。そういったところも何か明記がないと、何か時間当たりで精算する時に、こういった金額は、結構大きく、どんなにゆっくりやったら1,500円という形になると思います。となれば、やはり何かもう少し具体的に書けばいいのかなと、正直思います。実際、今までメートルでやっていたのに、急に時間単位となると、一番下にある一般作業の重作業に当たるのか、軽作業に当たるのかという疑問も出てくると思います。ですので、この1時間当たり1,500円を、もう少し言い方を変えて1,500円という形にはできないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。農政委員会において、意見を出したのは私です。私たちの場合は、

中山間でなくても、どこへ行っても必ずしも基盤整備された土地が半分以上というわけではないので、その場合、全然もうメートル当たりという単価が使えなかったんです。岩出山地域でも古川地域でも、山間地はそうだと思いますが、その時に指標になるのが何かというと、やはり、以前、確か単価的に出ていましたが、では1日幾らでやろうということで、その時に一応、重作業、軽作業とありましたが、重作業、軽作業は機械、燃料を含めませんので、それとは重複しないので、一応1日当たりと最初持ってきて、単価的に1万2,000円と出しました。その後、役員会で検討し、1時間当たりのほうが区切りがよく、1日にすればその時間を掛ければ済む。今は、機械の作業、自分で背負いで刈るか、モアというか、ウィングモアで刈るか、チョッパーで刈るか、いろいろあるが、その辺を考えるときりがなくなる。という話になり、それはほかの作業に全部言えてくるので、その辺に関しては、圃場の条件、作業内容等により通常と異なる場合は両者協議の上で決めてもらうこととしました。この部分が大体生きてくると思います。この辺を生かして、うまくこれらを基本にしてやっていただきたいなと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。3番委員。

3番（武田俊美委員）

今、説明がありましたが、むしろ1メートル辺りというのが必要ないと思います。全て、例えば圃場整備されても、1町歩田だけではありませんし。メートル測をいちいちやるのでしょうか。そういう疑問があると、全て時間でやったほうがすごく楽じゃないのかなと思います。それに関連しますが、例えば溝切りとか、そういうメートルを勘定するものをなくす方法はないのだろうかと思います。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後3時05分から午後3時12分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

質疑ございませんか。3番委員。

3番（武田俊美委員）

3番です。改めて申し上げますが、溝切作業の備考欄に、機械燃料費を含むという項目を入れていただきたいということです。

議長（佐々木政直会長）

今、3番委員から溝切作業の備考欄に機械燃料費を含むというのを入れたらいいのではないかとというようなご意見でございました。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、溝切作業の備考欄に機械燃料費を含むと記入したほうがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（2）令和3年農作業標準賃金については、溝切作業の備考欄に機械燃料費を含むを記入することとし、そのほかの部分は原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（2）令和3年農作業標準賃金については、溝切作業の備考欄に機械燃料費を含むとし、そのほかは原案のとおり決定いたします。

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（伊藤文夫事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか連絡事項。事務局。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、報告、連絡事項、事務局よりございませんか。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

3番委員。

3番（武田俊美委員）

農業者年金のことですが、情報がもしあればお尋ねしたいと思います。このコロナ禍の中で、運用利益が多分かなり厳しいのかなというふうに思いますが、もし情報あればお願いします。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

申し訳ありません、今、この場に最新の運用利率を持ち合わせておりませんので、事務所に帰ればお示しできるかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局から何かございますか。ないですか。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

何もないようですので、これで令和2年度第5回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後3時27分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 ひろみ

委 員 横 山 藏 人